

岩手県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
宮沢歯科医院	九戸郡軽米町大字軽米第8地割105番地	平成20年6月16日
小野寺内科医院	二戸郡一戸町高善寺字野田56番地19	平成20年7月31日
めぐみ薬局	二戸郡一戸町高善寺字野田56番地21	〃